

## 生徒心得

### 生活一般

学校は学習を組織的、系統的に行うとともに規律ある集団生活を身につけることである。本校の教育目標に基づいて健全で豊かな高校生活を創造するために、次の生徒心得を示す。これを基にして人格の高揚につとめよう。

1. [行動] 本校生徒であることを自覚し、品位と節度のある行動をする。
2. [挨拶] お互いに挨拶を交わすことにより、親しみのある人間関係を作る。
3. [時間] 時間を正しく守り、規律正しい生活を身につける。
4. [清掃] 清掃活動に積極的に参加し、常に環境の美化に努める。

### 服装

常に高校生にふさわしい清潔で、端正な服装とする。

1. [校則] 登校及びそれに準ずる教育活動の際は、校服を着用する。(詳細は以下に記載)

#### 【校服の着用規定】

##### ○ 全員購入

男子	男子ブレザー	女子	女子ブレザー
	ストラックス		スカート
	ネクタイ		リボン

##### ○ 希望購入

男子	白ワイシャツ	女子	ストラックス・ネクタイ
	セーター(濃紺)		白ワイシャツ
	ベスト(濃紺)		セーター(濃紺)
			ベスト(濃紺)

- 着用については以下のルールを守る。

- ① 始業式・終業式・入学式・卒業式・行事などの指定された日をはじめ、日頃から正装を心掛ける。

#### ＜正装＞

(4/1～5/31・10/1～3/31)

男子	男子ブレザー	女子	女子ブレザー
	白ワイシャツ		白ワイシャツ
	ストラックス		スカート(または、ストラックス)
	ネクタイ		リボン(ストラックス時はネクタイ)
	校章		校章

(6/1～9/30)

男子	白ワイシャツ	女子	白ワイシャツ
	ストラックス		スカート(またはストラックス)

\* ベストは、年間を通じ必要に応じて着用してもよい。(他校のものは不可)

\* セーター着用の際は必ずブレザーを着ること。

② 通常の規定

a ブレザーの下は必ず白ワイシャツを着用する。

b カラーワイシャツは、着用しない。

c ベスト・セーターの色は濃紺・黒・グレーの無地・Vネックに限る。ラインが入っているもの、網目模様の入っているものは、他校指定のものは着用しない。

d ベスト・セーターは「V字」を基本とし、「丸首」などのネックタイ・リボンが隠れてしまうものは着用しない。

③ 防寒着は、コート・ジャンパーなど、華美にならないものを着用する。また、パーカーやトレーナーなど、ブレザーの下には着用しない。

④ やむを得ない理由で異装する場合は、保護者が高校生手帳に事情を記入し、担任に提出。

2. [履物]

○ 上履き・体育館履き・グラブ履きは指定のものを使用する。

○ 通学靴は、革靴・運動シューズを基本とする。

3. [頭髪]

○ 頭髪は見苦しくないよう清潔にする。また、頭髪の染色、脱色、加工(パーマ、つけ毛、不自然な編み込み・刈りこみ)など、自分本来の頭髪を損なう行為は禁止する。

\* 生来、直毛や黒髪でない場合は、指導上の混乱を防ぐため、その旨を別途担任に届け出る。

4. [装飾品]

化粧や装身具(ピアスやネックレス、派手な髪止め・ジュジュ・リボン類)は禁止する。

## 所持品

1. [必携品] 生徒証は常時携帯する。学校へ持参しない。やむをえない事情で持参した場合は、担任に預ける。また、携帯電話の所持については、授業前にロッカーにしまい、鍵をかけ、秋留台高校SNSルール(\*)を守って使用する。

2. [貴重品] 不必要な貴重品、金銭を所持については、授業前にロッカーにしまい、鍵をかけ、秋留台高校SNSルール(\*)を守って使用する。

3. [紛失・盗難] 貴重品・金銭は身につけることを原則とするが、体育・部活動などでは、活動場所へ持参する。万一、紛失・盗難にあった場合は、担当教員を通して生活指導部へ届け出る。

(※) 秋留台高校SNSルール

① 大切なことはSNSを利用せず直接会って話をする。

② インターネット上で知り合った人には絶対会わない。

③ 個人名や学校名など本人を特定できる情報や悪口を絶対にのせない。

## 出欠席

1. [欠席・遅刻・早退・欠課] 欠席・遅刻・早退・欠課をする場合は、保護者が事前に学校へ連絡し、高校生手帳に記入して担任に届け出る。

2. [長期欠席] 7日以上欠席をする場合は、事前に学校へ連絡し、欠席届のほかに診断書(学校指定の意見書)などを添えて担任提出する。

3. [忌引] 保護者が事前に学校へ連絡し、高校生手帳に記入して担任に届け出る。忌引日数は次のとおりとする。

一親等(父母・養父母)…………… 7日以内  
二親等(兄弟姉妹・祖父母)…………… 3日以内

三親等(伯父・伯母・叔父・叔母・甥・姪・曾祖父母及びいいとこ・同居の親族)…………… 1日以内  
ただし、葬儀のため旅行する必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。

4. [公欠] 次の項目で欠課する場合は、公欠届を教務部へ提出し許可を受ける。

○ 進学・就職試験。

○ 高体連及び高野連が主催・共催する大会。

○ その他、学校から特に認められたとき。

## 登 下 校

1. [登下校] 予鈴時までに登校し、16時55分までには下校する。  
[居残り] 居残りをする場合に、許可願を生活指導部へ提出し、関係職員の監督指導を受けて活動する。
2. [早朝・休日登校] 登校する場合は、関係職員の監督指導を受けて活動する。早朝は7:30よりの登校とする。
3. [休業中の登校] 別に定める。
4. [通 学]
  - 社会人としてのエチケットを守り、公共の場所での言動に注意する。
  - 交通規則を守り、自他の安全を確保する。
  - 自転車通学を希望する場合は、生活指導部へ願い出る。
  - 自動車・オートバイ・タグジーの通学は禁止する。
  - 過去、生徒と車両との接触事故があった為、校門前までの送迎は原則禁止である。
6. [外 出] 登校後、校外に出ることは禁止。やむをえず外出の必要のある時は、担任または関係職員の許可を受ける。

## 校 内 生 活

- 教科外活動も授業とともに教育の一環として行うものであるから、自主的に規律ある活動をする。
1. [集会・配布・掲示・募金・署名・調査]  
関係職員に相談の上、許可願を生活指導部へ提出し活動する。
  2. [食 事] 昼食は昼休みに各自の教室及びびホールでとる。特別教室・体育棟では飲食禁止。
  3. [清 掃] 絶えず校舎内外の美化に心掛け、清掃計画に従い、自己の役割と責任をはたす。
  4. [施設利用] 施設・校具を使用する場合は、担当責任者の許可をえる。
  5. [破 損] 施設・器物を破損、紛失した場合は、破損届を提出する。やむをえない場合をのぞき、弁償する。
  6. [事故防止] ベランダは立入禁止。窓の近くでは、危険行為は行わない。
  7. [冷暖房機] 冷暖房機の使用については関係職員の指示に従う。

## 校 外 生 活

1. [旅 行] 宿泊をともなう旅行をする場合は、必ず保護者の承諾をえること。
2. [アルバイト] 原則として許可しない。やむをえない理由でアルバイトを行う場合は、必ず保護者の承諾をえること。

## 学校内外での禁止行為について

校内外を問わず、以下の行為は厳重な指導を行う。

喫煙/煙草・喫煙具所持/飲酒/確認リスト・小リストなどの不正行為/課題不正提出/交通機関の不正乗車/学校施設・器物の意図的な破損/悪質ないやがらせ行為/暴力/暴言/窃盗・万引き/バイク・自動車登校/その他学校生活を脅かす行為/不適切な交友関係/SNSトラブル